

足利市西宮林野火災の記録

～火災の概要と本市等の対応～（概要版）

1 構成

内容	記録誌該当頁
記録写真	4～20頁
1 西宮林野火災の概要	21～23頁
2 本市の対応	24～26頁
3 関係機関・団体による支援状況	27～29頁
4 消火活動の状況	30～31頁
5 活動詳細（火災対応の時系列）	32～41頁
参考資料	42～51頁

2 各項目の概要

（1）西宮林野火災の概要（21～23頁）

火災の状況、被害状況、避難状況等について記載しました。

（2）本市の対応（24～26頁）

市の対応組織及び対応状況について記載しました。

（3）関係機関・団体による支援状況（27～29頁）

国県等の関係機関、自主防災会や足利市医師会等の関係団体による支援状況について記載しました。

（4）消火活動の状況（30、31頁）

防災ヘリ、自衛隊、市消防本部・消防団、市外消防本部等の活動状況について記載しました。

（5）活動詳細（32～41頁）

火災覚知から鎮火までの主な火災対応の時系列について、

初動期：発災～延焼拡大前（2月21日～22日）

応急期：延焼拡大～収束（2月23日～28日）

収束期：鎮圧～鎮火（3月1日～15日）として整理し、記載しました。

【参考資料】（４２～５１頁）

- 1 延焼範囲図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（４２頁）
- 2 気象日報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（４３～４７頁）
- 3 対応組織図及び設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・（４８、４９頁）
- 4 市の対応人員内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（５０頁）
- 5 市の主な経費内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（５０頁）
- 6 消防活動人員（地上隊）の内訳・・・・・・・・・・・・（５１頁）

足利市西宮林野火災の検証

～本市の火災対応に関する課題の抽出と今後の対策～（概要版）

1 構成

内容	検証誌該当頁
第1章 西宮林野火災の検証 ～本市の火災対応に関する課題の抽出～	3～21頁
第2章 西宮林野火災の検証～今後の対策～	22～27頁
参考資料	28～56頁

2 各章の概要

第1章 西宮林野火災の検証～本市の火災対応に関する課題の抽出～

1 検証作業の概要（3～5頁）

（1）検証の目的等（3頁）

この度の火災を教訓とし、今後の大規模林野火災対策に資するため、次の視点に基づき西宮林野火災における本市の対応について検証することとしました。

◆ 検証の視点

- ①市と関係機関・団体による火災対応に係る課題の抽出及び対策の検討
- ②消火活動における外部支援の要請及び関係機関との連携に係る課題の抽出及び対策の検討
- ③災害対策本部等が行った災害対応業務に係る課題の抽出及び対策の検討
- ④本火災を教訓とした今後の体制整備

（2）検証体制（4頁）

・足利市西宮林野火災検証会議（関係機関・団体会議）

会議の議長は市長であり、火災対応時にご支援・ご協力いただいた関係機関・団体等により構成しました。

・足利市西宮林野火災庁内検証会議（庁内検証会議）

市の関係部課長により構成しました。

(3) 検証作業の経過 (4、5頁)

・足利市西宮林野火災検証会議

会議開催のほか、関係機関・団体への意見照会、ヒアリング、実務者レベルによる意見交換会等により意見集約等を行いました。

・足利市西宮林野火災庁内検証会議

会議開催のほか、関係各部課に対する意見照会、ヒアリング等により意見集約等を行いました。

2 検証作業の状況 (6、7頁)

(1) 関係機関・団体会議における検証作業 (6頁)

関係機関・団体会議における検証作業にあたっては、西宮林野火災の対応を「初動期」、「応急期」、「収束期」に区分し、各時期における主な検証ポイントを整理した上で、それぞれの立場からのご意見等を伺いました。

(2) 庁内検証会議における検証作業 (7頁)

庁内検証会議における検証作業にあたっては、火災対応時に各部課が行った役割分担を整理するとともに、業務遂行上課題となった事項等についてアンケート調査を行いました。

また、西宮林野火災における役割分担を前提に、今後の大規模林野火災対応時の庁内体制を構築することとし、各部課において課題となった事項について、対策を検討しました。

関係機関・団体会議における検証作業の主な検証ポイント (概要)

初動期：発災～延焼拡大前 (2月21日～22日)

- ① 2月21日(日)から翌日にかけて、夜間に6ha延焼拡大していた。山間部では、平野部とは異なる風が吹いていた可能性も考えられるため、今後、火災拡大予測に資する対策が必要ではないか。
- ② 火災発生の覚知が2月21日(日)の15:36であったため、火災初日からの自衛隊へりによる消火活動は困難であったと考えられる。一方、火災2日目朝より自衛隊へりの支援を得られていれば、延焼拡大の状況も異なっていたのではないかと考えられることから、今後より迅速な自衛隊へりの派遣要請に資する対策が必要ではないか。
- ③ 延焼拡大に備えた近隣消防本部への地上隊応援要請に資する対策が必要ではないか。

応急期：延焼拡大～収束 (2月23日～28日)

- ① 林野火災においては、気象状況を把握し、消火活動の長期化やへりによる消火が困難となることも想定して、近隣消防本部への応援要請や气象台に専門家の派遣要請を行えるよう対策が必要ではないか。

- ②さいこうふれあいセンター内に現場指揮本部を移動してからは、多数のホワイトボードやグリッド線を引いた地図の活用により、関係機関による円滑な消火活動等につながったことから、今後、さらに円滑に支援が得られるようにするための対策が必要ではないか。
- ③消火用水確保のため、早期に農業用ため池等を活用し、給水活動を開始できるよう対策が必要ではないか。
- ④今後も、総務省消防庁や緊急消防援助隊への派遣要請を円滑に行えるよう対策が必要ではないか。
- ⑤避難所開設時の自主防災会（自治会）への情報提供や避難対象世帯への呼びかけ方法などについて、課題を改善するための対策が必要ではないか。
- ⑥避難所開設時の医師会への情報提供や避難生活の長期化を見越した健康相談の実施のタイミングなどについて、課題を改善するための対策が必要ではないか。

収束期：鎮圧～鎮火（3月1日～15日）

- ①鎮圧や災害派遣要請解除のタイミングは、再燃の可能性も踏まえて、各機関・団体と綿密に協議して決定する必要があるため、事前に各機関・団体間で協議するタイミングなどについての共通認識が持てるよう対策が必要ではないか。

3 検証会議での意見等（8～21頁）

（1）関係機関・団体会議の意見等（8～17項）

機関・団体名	意見等の状況
陸上自衛隊第12特科隊（8頁）	○初動期の対応に関するもの（3件） ○応急期 “（5件） ○収束期 “（1件）
国土交通省渡良瀬川河川事務所（9頁）	○初動期の対応に関するもの（2件）
気象庁宇都宮地方气象台（9頁）	○初動期の対応に関するもの（2件） ○応急期 “（3件）
栃木県（9、10頁）	○初動期の対応に関するもの（2件） ○応急期 “（6件）
栃木県足利警察署（10頁）	○初動期から応急期の対応に関するもの（7件）
栃木県安足土木事務所（11頁）	○初動期から応急期の対応に関するもの（2件） ○収束期の対応に関するもの（1件）
足利市消防団（11頁）	○初動期から応急期の対応に関するもの（4件）

<p>足利市自治会長連絡協議会</p> <p>* 西校・柳原・三重地区の自治会長 22 名 からアンケート方式による意見集約 (12～16頁)</p>	<p>○市からの情報発信に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の発生、消火活動、鎮圧・鎮火情報等について <ul style="list-style-type: none"> 適切だった (10自治会) 適切でなかった (2自治会) どちらともいえない (9自治会) 無回答 (1自治会) ・ 避難勧告の発令、解除等について <ul style="list-style-type: none"> 適切だった (12自治会) 適切でなかった (該当なし) どちらともいえない (9自治会) 無回答 (1自治会) ・ 市の活動に関する情報(入山規制、交通規制等)について <ul style="list-style-type: none"> 適切だった (13自治会) 適切でなかった (2自治会) どちらともいえない (6自治会) 無回答 (1自治会) ・ * その他自由意見 (8件) <p>○避難所に関するもの (15件)</p> <p>○火災対応全般に関するもの (16件)</p> <p>○林野火災に対する地区としての今後の取り組みに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区としての火災対策の必要性について <ul style="list-style-type: none"> 必要性を感じる (16自治会) 必要性を感じない (2自治会) どちらともいえない (2自治会) 無回答 (2自治会) ・ * その他自由意見 (16件) <p>○本市と調整が必要だと思われる事項に関するもの (5件)</p> <p>○その他に関するもの (8件)</p>
<p>足利市医師会 (17頁)</p>	<p>○初動期から応急期の対応に関するもの (4件)</p>

(2) 総務省消防庁及び東京消防庁の意見等 (17~20項)

関係機関・団体会議の構成機関・団体のほか、火災対応時にご支援・ご協力をいただいた総務省消防庁及び東京消防庁からも書面による意見徴収を行いました。

機関名	意見等の状況
総務省消防庁 (17~19頁)	○初動期の対応に関するもの (4件) ○応急期 " (9件)
東京消防庁 (20頁)	○初動期の対応に関するもの (2件) ○応急期 " (2件)

(3) 庁内検証会議の意見等 (21頁)

主な意見等の状況	
○災害対策本部に関するもの	(4件)
○受援体制に関するもの	(2件)
○応急水利の確保に関するもの	(1件)
○業務体制に関するもの	(2件)
○避難所運営に関するもの	(3件)

第2章 西宮林野火災の検証～今後の対策～

1 重点的に実施すべき対策の検討（22、23頁）

（1）消火活動に関すること（22頁）

- 対策1 大規模林野火災時における初動体制の整備
- 対策2 外部消防機関等への派遣要請及び本市の受援体制の整備
- 対策3 消防水利の確保

（2）災害対策本部等の活動に関すること（23頁）

- 対策4 大規模林野火災時における災害対策本部の体制整備
- 対策5 避難所開設・運営体制の充実
- 対策6 災害医療対策本部設置体制の整備

2 重点的に実施すべき対策の推進方針（24～27頁）

（1）各対策の推進方針等（24～27頁）

※それぞれの対策毎に「**推進方針**」と「**実施事項**」を定めました。

対策1 大規模林野火災時における初動体制の整備（24頁）

推進方針

林野火災発生後において、その緊急性を全庁的に共有するとともに、消火活動の状況や気象状況等を踏まえた上で、市外消防機関や自衛隊等による支援を円滑に要請できる体制を整備します。

実施事項

- ・ 林野火災覚知時における消防本部と危機管理課との連携強化
- ・ 林野火災の覚知及びその後の状況把握に係る栃木県消防防災課との連携強化
- ・ 大規模林野火災時における災害対策本部設置基準の創設（*）
- ・ 災害対策本部設置時における市外消防機関や自衛隊等からのリエゾン派遣要請や関係機関との情報共有に係る体制整備
- ・ 上記をはじめ、本検証作業を踏まえた初動対応のマニュアル化

* 大規模林野火災時における災害対策本部設置基準について

西宮林野火災を踏まえ、次頁のとおり災害対策本部設置基準を定めます。

大規模林野火災時における災害対策本部設置基準

- 1 本市に火災気象通報（乾燥）が発表されており、かつ、火災発生時における最大風速が概ね毎秒5メートルを超え、又は以後、概ね毎秒5メートルを超える見込みの場合で、次の（1）又は（2）に該当するとき。
 - （1）林野火災が住家から概ね500m以内で発生又は概ね500m以内に迫っているとき。ただし、この場合において、消防による消火が直ちに開始され、短時間のうちに鎮圧・鎮火に至ることが明らかであると消防長が認める場合を除く。
 - （2）建物火災等が林野に延焼拡大し、更に拡大が見込まれるとき。
- 2 1にかかわらず、林野火災の延焼拡大が懸念され、消防による消火が困難であると消防長が認めるとき。

対策2 外部消防機関等への派遣要請及び本市の受援体制の整備（25頁）

推進方針

災害時応援協定等に基づく近隣市への応援要請、県内広域消防応援要請、航空消防相互応援協定による応援要請、広域航空消防応援要請、自衛隊派遣要請や総務省消防庁、緊急消防援助隊による支援要請等について、県と連携し火災の状況に応じて迅速に行えるようにするとともに、円滑に受援を行える体制を整備します。

実施事項

- ・ 市外消防機関（地上隊及び航空隊）や自衛隊等に対する派遣要請手順の整備
- ・ 休日夜間においても各支援機関に対し、派遣要請を行えるようにするための体制整備
- ・ 受援を前提とした消火活動要領等の整備
- ・ 無線の不感地帯等を踏まえた消防計画等の修正
- ・ 現場指揮本部等の火災対応拠点となる施設の選定並びに円滑な受援に資する資機材等の確保及びへり調整所等の消火活動調整機能の確保に関する手順等の整備
- ・ グリッド線入りの林野火災対応用地図の作成及び関係機関との共有
- ・ 上記をはじめ、本検証作業を踏まえた消防本部受援計画の見直し、受援対応のマニュアル化、現場指揮本部運営図上訓練や受援訓練等の実施

対策3 消防水利の確保（25頁）

推進方針

空中消火に必要なダムや河川の活用に関する関係機関との連携強化を推進するとともに、地上消火に必要な水利を充実させるため、消火栓以外の水利を確保できる体制整備を推進します。

実施事項

- ・ダムや河川の活用に関する関係機関との連携強化
- ・農業用ため池等、消火活動に活用可能な水利の確保
- ・上記をはじめ、本検証作業を踏まえた水利の確保及び活用のマニュアル化

対策4 大規模林野火災時における災害対策本部の体制整備（25頁）

推進方針

円滑な初動対応、消防に対する後方支援、避難所開設・運営、避難者や地域住民等に対する健康支援等に資するため、西宮林野火災における対応を踏まえた体制整備を推進します。

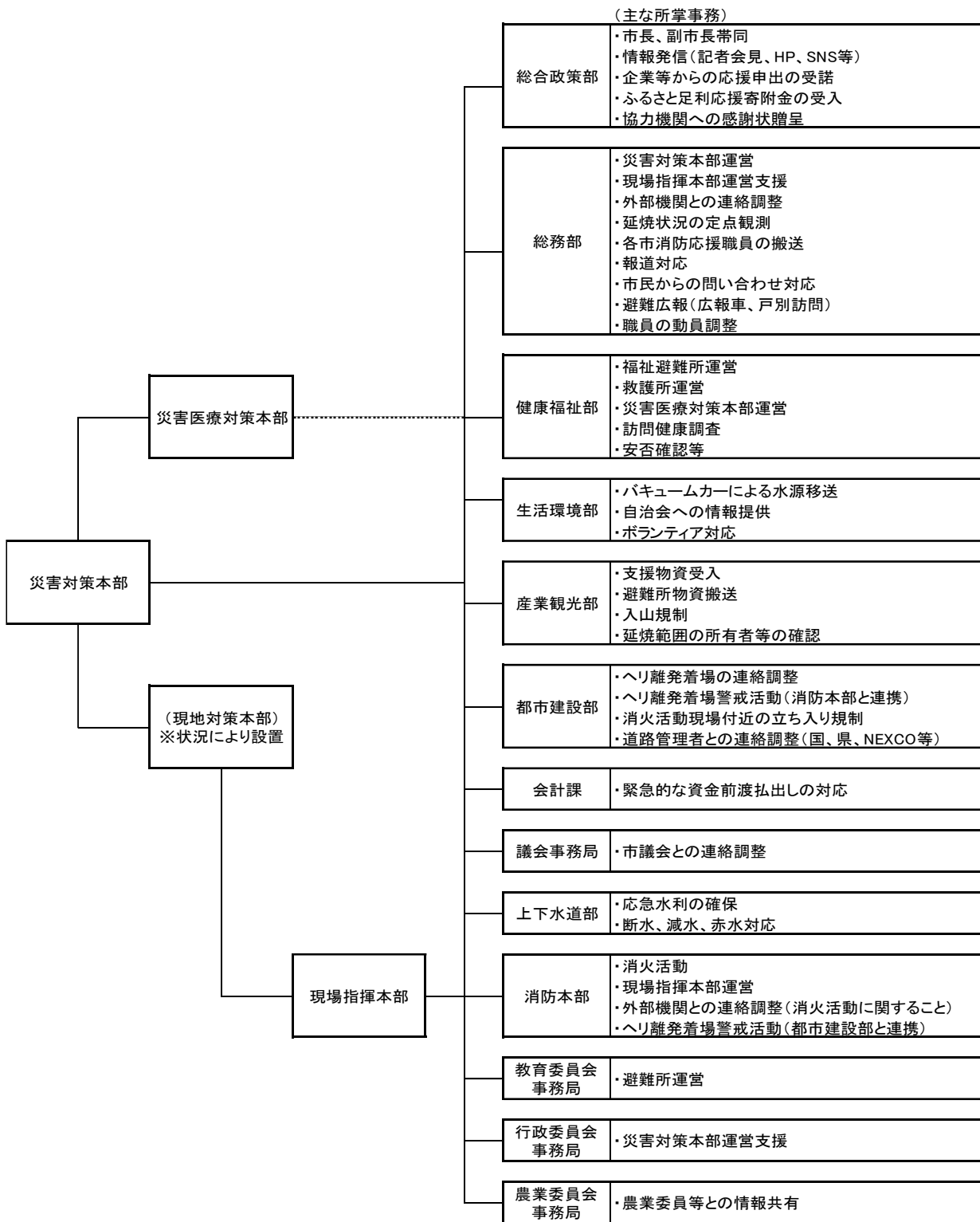
実施事項

- ・災害対策本部における大規模林野火災時の事務分掌の整理（*）
- ・災害対策本部設置時の各部課平常業務の業務継続に係る考え方の整理
- ・各部課におけるマニュアル等の作成
- ・上記をはじめ、本検証作業を踏まえた災害対策本部運営のマニュアル化

* 災害対策本部における大規模林野火災時の事務分掌について

西宮林野火災を踏まえ、次頁のとおり災害対策本部の事務分掌を定めます。

大規模林野火災発生時における庁内体制図



(注) 本体制図は、必要に応じ見直しを図るものとする。

対策5 避難所開設・運営体制の充実（27頁）

推進方針

西宮林野火災の経験や自主防災会（自治会）及び足利市医師会からの意見を踏まえ、市職員による避難所開設・運営体制や自主防災会（自治会）及び足利市医師会との連携の充実を図ります。

実施事項

- ・ 本検証を踏まえた避難所開設・運営マニュアルの改訂
- ・ 避難所開設・運営訓練等の一層の推進
- ・ 避難所運営における自主防災会（自治会）との連携強化
- ・ 避難所における医療体制構築や感染症対策のための災害医療対策本部との連携強化

対策6 災害医療対策本部設置体制の整備（27頁）

推進方針

大規模林野火災時における避難者、周辺地域住民や学校の児童生徒等の健康支援等に資するため、災害医療対策本部設置時の足利市医師会等の関係機関との連絡・協力体制を整備します。

実施事項

- ・ 災害医療対策本部設置基準の創設
- ・ 災害医療対策本部設置時の関係機関との連絡体制や情報共有に係る手順等の整備
- ・ 災害医療対策本部の活動内容及び事務分掌の整理

（2）各対策の実施時期（27頁）

対策1から対策6に記載した事項については、令和4年中を目途に実施できるよう推進します。

3 その他の対策の推進方針（27頁）

対策1から対策6に記載した事項以外の事項については、大規模林野火災時における災害対策本部の役割分担を踏まえ、所管する各部課において適切に推進していくこととします。

4 地域防災計画の改訂（27頁）

この度の検証作業を踏まえた今後の体制や対策の大綱については、「足利市地域防災計画」に反映することとします。

【参考資料】（28～56頁）

- 1 延焼範囲図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（28頁）
- 2 気象日報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（29～33頁）
- 3 対応組織図及び設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・（34、35頁）
- 4 足利市西宮林野火災検証会議 設置要綱・・・・・・・・（36、37頁）
- 5 足利市西宮林野火災庁内検証会議 設置要綱・・・・・・・・（38、39頁）
- 6 活動詳細（火災対応の時系列）・・・・・・・・・・・・（40～49頁）
- 7 市の対応人員内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（50頁）
- 8 消防活動人員（地上隊）の内訳・・・・・・・・・・・・（51頁）
- 9 林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について（通知）
（52～54頁）
- 10 緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画について・・・・・・・・（55、56頁）